

令和7年 第1回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和7年1月24日(金) 9時00分
 場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題 (12件)

- 高農議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(2)
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(2)
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(4)
- 報告第4号 農地の使用貸借の解約通知のこと(1)

○出席委員 (14名)

1番	大濱 正則	2番	北野 保夫
3番	本庄 捨伸	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	野村 富夫
7番	北原 知子	8番	駒井 隆彦
9番	長谷川 巧	10番	松本 慶一
11番	松本 眞実子	12番	芦谷 博務
13番	杉田 住夫	14番	宮下 多恵子

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局	事務局長	西田 幸生
"	主 幹	鵜鷹 一成
"	事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局 (2名)

産業振興課	課 長	松本 剛
"	副主幹	尾塩 昌昭

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第1回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。
- 本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第1号～3号の3件、報告第1号～4号9件、併せて12件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第1回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により
1番 大濱委員、及び 2番 北野保夫委員よろしくをお願いいたします。
それでは、議案書に基づき進めてまいります。
高農議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。
- 事務局 高農議第1号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のことでございます。
(高農議第1号 1番を読み上げる)
別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、申請番号1番について、聞き取り調査の補足説明をお願いします。
- 番 所有している加古川の農地は耕作されており、水利と農会長と土地の確認を行いました。草刈りの依頼をし、農業経験もあるため耕作できると見込み、聞き取り調査では承認しました。
- 議 長 聞き取り調査での説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 地番■の農地は果樹が植わっていて、その間に追加で果樹を植えるような形なので問題ないと思います。他の3筆についても、造成をせずに野菜や果樹を植えるため、計画通り営農をしてもらえれば問題ないと思います。
- 議 長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員
議長 (「異議なし」の声あり)
異議の声がありませんので、高農議第1号は承認されました。
高農議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。
- 事務局 高農議第2号は、農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のことでございます。
(高農議第2号 1番を読み上げる)
別添調査書のとおり、農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のこと

議長 事務局長の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番 事務局長の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第2号は承認されました。

事務局 続きまして高農議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局 事務局説明願います。

事務局 高農議第3号は、農地法第5条第1項の許可申請についてでございます。

(高農議第3号を読み上げる)

議長 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番 事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

■番 代替地はどこになりますか。

事務局 申請地の周辺です。所有者に売却の意思がない為、選定されていません。

■番 売電先は決まっていますか。

事務局 決まっています。電気の売買契約書も添付されています。

■番 太陽光パネルの管理や撤去の話はどうなっていますか。

事務局 県にも確認したところ、撤去までの確約は農地法上の権限を超えています。

■番 今回は民家から離れています。今後のことも考えて、管理方法や撤去についての条件を提示するなど対応する必要があると思います。

■番 過去に太陽光発電に転用された農地は管理がされておらず、草が繁茂しています。何度か指導を行い、草刈りを行っていただいています。

■番 市外や県外などの業者が増えているので、今後管理していく必要があります。また、新規就農については、許可後の追跡調査はしないのですか。新規農業を開始された人は計画通りできていないことが多々ありますが、どう対応しますか。無断転用についても同様ですが、許可後の追跡が必要になると思います。

議長 農業委員で見回りや指導をお願いします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので高農議第3号は承認されました。

事務局 続きまして報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第1号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、2件でございます。

(報告第1号、1～2番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議 長

続きまして報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第2号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、2件ございます。

(報告第2号、1～2番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議 長

続きまして報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第3号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、4件ございます。

(報告第3号、1～4番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

議 長

各委員

なし

議 長

続きまして報告第4号「農地の使用貸借の解約通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第4号は農地の使用貸借の解約通知のことで、1件ございます。

(報告第4号、1番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

議 長

各委員

なし

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時45分

議事録署名委員

大濱 正則 委員

北野 保夫 委員

